



<https://www.yokohama-tubasa.org>

発行元 認定NPO法人 よこはま成年後見つばさ
〒240-0066横浜市保土ヶ谷区釜台町5-5
ルネ上星川5-202
tel&fax 045-744-5600
mail: info@yokohama-tubasa.org

つばさの法人後見は「私らしく」と手助けします

- 設立10周年記念事業の取り組み p 1
- 特集1 「区サポートネット」に参加して..... p 2
- 特集2 「計画相談室ウイング」の紹介..... p 3
- 最近の法人の動き①神奈川新聞社の取材 p 4
②パブリックコメントの提出

「設立10周年記念事業」の取り組み

1. 記念誌と記念品の発送

昨年の12月中に、約200部の記念誌と記念品のクリアファイルを関係機関等に発送しました。記念誌はカラフルで読みやすいと好評です。記念誌を送った方から、寄付金を頂き嬉しい反応もありました。これからも、つばさの法人後見活動を紹介する際に活用していきます。

※記念誌をご希望の方は、ご連絡ください。

contents 目次

ごあいさつ	代表理事 渡邊 修一	02
<メッセージ>	お世話になった方より	04
<沿革>	法人10年のあゆみ	12
<座談会>	10年を振り返って	14
<インタビュー>	我が人生と成年後見を語る	20
<メッセージ>	お世話になった方より	23
<メッセージ>	会員の皆さんより	24
<作品展>	つばさの仲間たちによる	28
<資料編>	つばさの法人概要	30
会員名簿・事務所スタッフ紹介		32

10周年記念誌

記念品のA4クリアファイル

3. 常盤台地区研修会を延期

常盤台地区社協や常盤台地域ケアプラザと話し合いを重ねてきて3月に実施予定でしたが、コロナ感染の拡大を鑑み、今秋頃に延期することになりました。

2. 10周年記念講演会

日時：2022年6月11日（土）

午後1時30分～（開場1時）

場所：横浜にぎわい座小ホール（140名収容）

JR線・市営地下鉄線「桜木町」駅下車、徒歩3分

内容：神田織音さんの講演と法人後見の活動紹介

申込方法：事前申込み。詳細は4月以降、つばさ

事務所にお問い合わせください。

※感染状況により、講演が中止となる場合があります。

成年後見制度をわかりやすく講演で語ります。



講演師 神田織音さん



「成年後見サポートネット」に参加して・・・

泉区と保土ケ谷区の「成年後見サポートネット」に、1月11日と1月20日に、それぞれ参加しました。「泉区サポートネット」へは、つばさから3名参加し、事例発表を行いました。「保土ケ谷区サポートネット」はオンライン参加でしたが、顔の見える関係が出来る良い機会となりました。

1月11日
泉区役所

「泉区サポートネット」で事例発表

泉区成年後見サポートネット（全体会）に招かれ、つばさの紹介、法人後見の取組を報告しました。

今回のテーマは「障がいのある方の意思決定支援」で、2事例を通して法人後見の強みや、意思決定支援の上で大切にしていることをお伝えしました。

つばさの真骨頂であるご家族やご本人との関係作りを大切にしたい申立支援の事例と、支援チームと連携を築きながら、ご本人の意思を大切にしたい意思決定支援の取組の2事例を報告しました。

当日は泉区内の相談機関、後見的支援室、土業の先生方等33名の方が参加され、つばさでの報告の後、グループワークで内容を深めました。

地域の中で支援が必要なご本人に向き合っている支援者に、つばさの活動や法人後見の大切さを伝えることができ、今後の連携を行う上で良い機会になりました。

意思決定支援の取組には、支援者が連携していくことで、ご本人自身が試行錯誤し、経験を増やせる環境を整えていく必要があります。今後ご本人の意思を尊重するため、チーム支援を大切に、つばさの法人後見を進めていきたいと、改めて実感する機会となりました。

泉区の皆さん、貴重な機会を与您いただきありがとうございました。（文責：林）

1月20日
オンライン
参加

「保土ケ谷区サポートネット」に参加

保土ケ谷区成年後見サポートネット会議にオブザーバーとして参加しました。区役所、地域ケアプラザ、基幹相談支援センター等の皆さんとの貴重な情報共有の場となりました。

保土ケ谷区の特徴は、他区よりも相談率が低いこと、消費者被害や財産管理など重大な問題を抱えてからの相談が多いことがあがり、その原因について考えました。単身者が多く、気づかれにくい地域性を感じることもあるようです。

また、後見人選任後のチーム会議が他区に比べて実施率が高いこと、本人申立の比率も高く、申立支援、専門職との連携が図られていることが分かりました。

オンラインで縮小しての会議となりましたが、支援に関わる多くの方が成年後見人についてこのように取り組んでいることに頼もしく感じました。

（文責：川村）



横浜市の権利擁護における地域連携ネットワーク

◇横浜市では、「横浜市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、令和2年度から次のとおり協議会及び中核機関を設置。

1. 協議会

本人を後見人とともに支える「チーム」支援の基盤となる関係機関・団体の連携体制の強化に向けた合議体。

横浜市では令和2年度から新たに「市協議会」を設置。

さらに本市の規模を考慮し、より身近な地域における連携の仕組みとして市内全18区に「区協議会」を設置。

2. 中核機関（委託：横浜市社会福祉協議会）

市協議会の事務局機能を持つ他、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、制度の利用促進に向け「チーム」や「区協議会」を支援する取組を行う。

◇横浜市は既に平成18年度から、各区で「成年後見サポートネット（全体会）」を開催。機能を拡充して「区協議会」として区域の権利擁護における地域連携ネットワークを強化し、新たに位置付けられた。「横浜市成年後見サポートネット運営要綱」より抜粋

特集 part2

- **事業開始日**
2019年06月01日
- **営業日**
月・火・水・木・金
- **営業時間**
9時～17時

～3年間の歩みとこれから～

計画相談室 ウィング

- **従事者数**
4名
(管理者1名 相談支援専門員3名)
- **管理者**
藤村 清美
- **相談支援専門員**
小原由美子
夏目 典子
林 智子

計画相談室ウィングは、令和1年6月に管理者1名、相談員1名でスタート。令和2年4月、令和3年4月と相談員を1名ずつ加え、現在3名の相談員で現在約120名の方の計画相談を担当しています。ウィングの4名は、これまでの経歴や個性、持ち味も違いますが、お互いを尊重しながら意見を出し合い、チームとしてのまとまりがでてきました。

ウィングが大切にしていることは「私らしく」です。利用者さんの「困った」や「こうしたい」に丁寧に耳を傾け、利用者さんと一緒に悩み考えます。利用者さんが自分らしくあるために大切なことは何かを大切に考えます。

活動先やご家庭に伺ったり、電話でお話しながら、利用者さんが安心してお話ししていただけるような相談員になりたいと思い活動しています。

おかげさまで事業所設立3年目を迎え、横浜市障害施策推進課によるはじめての実地調査も終了し、相談支援事業所として運営状況の確認ができました。

これからもウィングは、法人後見の開拓者となった「よこはま成年後見つばさ」での実践に学び、計画相談支援のあり方を考え、計画相談支援が障害がある方へのパーソナルな支援として定着していくためのモデルになれるよう、個々の相談員の個性をいかしてやっていければいいなと思います。

経営の安定という点では大きな課題があります（制度上の問題が大きい）が、これからも丁寧な相談支援に取り組んでいきたいです。

2月初旬、事務所にアコーディオンカーテンが設置され、個別の相談がより安心してできるような環境が整いました。

コロナ、コロナで直接お話しすることがはばかれる日が続いていますが、なんといってもきちんと向き合い話し合うことが基本だと思っています。

これからも計画相談室ウィングをよろしく願いいたします。
(林)

個別相談ができるように、アコーディオンカーテンを設置しました。



アコーディオンカーテンを閉じた様子



計画相談室 ウィング

〒240-0066
横浜市保土ヶ谷区釜台町5番5号
ルネ上星川5-202
tel: 045-489-4228
fax: 045-744-5600
mail: wing@yokohama-tubasa.org



最近の法人の動き

神奈川新聞社が「法人10年の歩み」取材

1月21日（木）午前、神奈川新聞社の記者が「法人10年の歩み」取材したいと、事務所に来所しました。10周年記念誌を新聞社に送ったところ、取材の申し込みがあり、渡邊、須田、篠崎、藤村、有園、齋藤各理事が対応しました。

神奈川新聞社
清水記者



須田元代表理事から、法人後見10年間の特徴的なことをパワーポイントで説明。また、出席者がそれぞれの思い出話や法人後見に対する課題等を話しました。紙上掲載は未定ですが、つばさの実績を広く伝える機会の一つとなりました。



10周年記念誌から
「法人10年の歩み」



パブリックコメント
意見書を提出しました

「第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）」 に関する意見

厚生労働省社会・援護局が「第2期成年後見制度利用促進基本計画策定」の最終とりまとめ（案）に対するパブリックコメントを募集中です。つばさでも策定案に対して、役員会で検討して意見書を提出しました。意見書の要約は次のとおりです。

1. 障がい者の置かれた実情と後見人等の受け皿が絶対的に不足している現状認識を盛り込んでください。
2. 法人後見実施団体を増やす必要性を盛り込んでください。法人後見実施団体の普及のため、家賃や事務職員雇用費、損害補償保険の保険料への助成を行う等、公的資金投入の必要性を盛り込んでください。
3. 成年後見制度は権利擁護の制度であり、社会保障制度の中に位置づけてください。
4. 安心して制度利用ができるためには、相談者が、申立段階で丁寧な制度説明を受けられ、誰が後見人等になるか分かるようにしてください。また、各相談機関がそうしたことに配慮した相談が行えるよう改善策を盛り込んでください。
5. 虐待という表現を、「虐待および触法障がい者等支援困難な事案」と改めるべきです。虐待や触法行為のある人の受任は公的責任を明確にしてください。市町村に後見制度に関わる専任職員を配置してください。
6. 市町村長申立の権限を拡充し、緊急事案は市区村長申立としてください。
7. 効果的な不正防止策を取っているところまで一律の後見制度支援預貯金の推進は止め、選択利用ができるようにしてください。
8. 権利擁護支援のチームに後見人等が参加する場面は、権利擁護支援の検討の場面からとるべきです。

● 編集後記

2022年になり早くも1か月がたちました。つばさが歩み続けて早10年ですが、今年も課題は山積みです。まだまだ歩みを止めずに前向きに進んでいきます。（有園・川村・林・中和田）